

【第2条 目的】

主としてクラシック音楽を演奏し、音楽文化の理解と向上に貢献することを目的とする。

【第5条 団員の使命】(抄)

1. 団員は常に音楽を創る喜びと誇りをもって、明るく清潔で健康的な音楽活動を行わなければならない。
 2. 団員は音楽(合奏)を楽しむことに専念し、団の内部において政治活動又はそれに類似する行為を行ってはならない。
- 以下省略—

【第10条 对外活動】(抄)

1. 団の運営はあくまで団費による自主運営を原則とし、営利を目的としない。
 2. 次の範囲で賛助出演及び共演することができる。
 - (1) 公共団体、(2) 営利を目的としない企画、(3) 政治的内容を意図しない民間団体及び他の音楽グループ
 3. 特定の利害に関する宣伝活動及びこれに類似する活動を行ってはならない。
 4. 演奏会及びこれに準ずる活動における寄付又は謝礼などによる収入はすべて団の運営又は慈善事業への寄付に充てるものとする。
 5. 団の活動において、個人が収入を得てはならない。
- 以下省略—

「MAF管弦楽団団則」創案者のことば

”京都府北部” 聞いただけでタヌキの出そうな・・・、そんな感じのする淋しい町に実にさわやかな合奏団が誕生したことは、普段からあまり生の音楽に接する事のない我々にとってまことに喜ばしい限りである。このことは、我々の地域において歴史的なことと思うのである。日ごろ部屋の片隅で眠っている楽器も幾度かゆり起こされるに違いない。

団員諸兄が皆神様のように見えるこの集いで、団則などはむしろ無意味のように思えるのである。それは、今日までとってこられた一人一人の良識ある行動がつまり団則だと思うからである。

これからも団則を守り、又あまり意識せず私を含め皆様方が相互により親しく、より楽しくお付き合いしていただけると信ずるもである。

又、近い将来レクリエーション、合宿等楽しいプランを立ててはいかがでしょう。

入団される方には拍手、退団される方にも拍手・・・、そんなあたたかい気持ちで又、自由な気持ちでこの合奏団を永久に育ててゆきたいと思うのである。

一生青春・・・、合奏を通じて若く生きたいものである。乞、御協力！一若輩の分際で僣越甚だしく伏してお許し願いたい。

1979. 2. 1 団則創案者 住広晃一

指揮者



常任指揮者

奥村 宣幸 *Nobuyuki Okumura*

1989年MAF室内管弦楽団(現MAF管弦楽団)に入団。2004年までの18年間フルート奏者を勤める。1994年副指揮者に就任。2005年より常任指揮者。定期公演などでの指揮のほか、管弦楽、アンサンブルなどの編曲も行う。他に室内合奏団「アンサンブル・イル・ソナーレ」を主宰。フルートソロなどの活動も行っている。綾部市在住。



副指揮者

古口 賢一 *Kenichi Koguchi*

チューバ奏者。相愛大学音楽学部作曲・創作演奏・学部共通専門科目合同研究室助手。相愛大学音楽学部器楽学科管楽器専攻(チューバ)を卒業。これまでにチューバを唐川集三、武貞茂夫、クレイグ・ノックス 他各氏に師事。チューバ奏者としてアンサンブル、ブラスバンド、オーケストラ、吹奏楽等での演奏活動の他、関西を中心にスクールバンド等の指導を行う。京都府福知山市出身。